

資 料
No. 1
環 境 部

平成 24 年 1 月 19 日

省エネ設備等導入支援事業の再構築の方針について

葛飾区では、これまでも、太陽光発電システムや省エネ設備・機器導入のための支援事業を行ってきたが、温室効果ガス排出量のより一層の削減や東日本大震災後の省エネ・節電対策の効果的な推進を図るため、平成 24 年度からの事業の再構築を進めているところであり、その方針について報告する。

1 再構築の主な内容

(1) 助成対象設備・機器の新設

- ① 太陽熱利用システム（太陽熱温水器、ソーラーシステム）
事業所用に加え、新たに住宅用（個人、集合住宅）を対象とする。
- ② 遮熱塗装等断熱改修
住宅用（個人、集合住宅）、事業所用を対象とする。
- ③ 燃料電池（エネファーム）
住宅用（個人）に加え、新たに事業所用を対象とする。
- ④ 空調設備改修
事業所用を対象とする。

(2) 助成対象者等の拡大

- ① 太陽光発電システムの導入、太陽熱利用システムの導入、遮熱塗装等断熱改修及び高効率蛍光灯・LED照明機器への改修を、共用部分について行う場合の分譲マンションの管理組合や賃貸マンションのオーナーを新たに対象とする。
- ② 事業所用助成対象に、社会福祉法人、学校法人、医療法人及び認可地縁団体等を加える。

(3) エコジョーズ等の助成終了

住宅用、事業所用の潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）については、東京都の区市町村への補助制度を活用し、平成 21 年度から 3 年間の予定で助成を行ってきた。この間、価格の低下などにより従来タイプの給湯器からの転換が進み、標準化の傾

向にあることなどから、導入促進策としての助成事業については、一定の効果があげられた。また、東京都においては、区市町村への補助制度を平成23年度をもって終了することとなった。

このような状況を踏まえ、本区においても、エコジョーズ、エコキュートについては助成を終了することとし、今後は、発電型で、より温室効果ガス排出量の削減効果が高いコージェネレーションシステム（エコウィル、エネファーム）の導入助成により、普及促進を図る。

（4）継続して実施する助成事業

- ① 太陽光発電システム
住宅用（個人）、事業所用
- ② 太陽熱利用システム
事業所用
- ③ ガス発電給湯器（エコウィル）
住宅用（個人）、事業所用
- ④ 燃料電池（エネファーム）
住宅用（個人）
- ⑤ 省エネ型小規模燃焼機器
事業所用
- ⑥ 高効率蛍光灯・LED照明機器（平成23年度節電対策として実施）
住宅用（集合住宅）、事業所用

2 実施時期

平成24年4月予定

3 周知方法

平成24年1月25日号の広報かつしかにて周知。

その他、平成23年度内に区ホームページ等にて詳細を周知予定。